

## 総会

配布：一般

2017年9月2日

### 第71会期

議事日程議題 121

### 2017年9月8日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/71/1007)]

#### 71/323. 総会の作業の再活性化

総会は、

2016年9月13日の決議 70/305 および総会の作業の再活性化に関連するすべての他の従前の諸決議を再確認し<sup>1</sup>、

決議 70/305 が、とりわけ説明責任、透明性および総会議長室の組織として記憶された記憶の強化に関して、国際連合憲章により設立された、総会の役割、職権および効率性の強化にとって重要な目印を構成することを承認し、

2015年における画期的な業績、とりわけ総会での 2030 持続可能な開発アジェンダの採択<sup>2</sup>および第三回開発資金国際会議でのアディスアベバ行動目標<sup>3</sup>、並びに国際連合気候変動枠組条約の下で採択されたパリ協定<sup>4</sup>に留意し、

総会の役割、職権、有効性および効率性をさらに強化する必要性を強調し、

総会の作業の再活性化が国際連合の包括的な改革の主要な要素であることを繰り返し表明し、

持続可能な開発 2030 アジェンダの実施の十分な支援において総会の議題と調整する必要性を強調し、

憲章に従い、平和と安全の問題に対処する総会の役割を認識し、第 12 条に規定されたものを除いて、憲章の範囲内の問題あるいは事項に関して国際連合の加盟国または安全保障理事会あるいは双方に対して勧告を行う、憲章第 10 条において制定されたその役割と職権を承認し、

---

<sup>1</sup> 決議 46/77, 47/233, 48/264, 51/241, 52/163, 55/14, 55/285, 56/509, 57/300, 57/301, 58/126, 58/316, 59/313, 60/286, 61/292, 62/276, 63/309, 64/301, 65/315, 66/294, 67/297, 68/307 および 69/321.

<sup>2</sup> 決議 70/1.

<sup>3</sup> 決議 69/313, 添付文書.

<sup>4</sup> FCCC/CP/2105/10/Add.1, 決定 1/CP.21, 添付文書を参照。

国際連合の主要な審議、政策決定および代表機関としての総会の中心的な地位、並びに基準設定と国際法の法典化のプロセスにおける総会の役割を再確認し、

憲章に定められている通り、グローバル・ガバナンスにおいてを含み、国際社会の地球規模の懸案事項における総会の役割と職権をも再確認し、

完全なジェンダー平等と地理的平等に関して、継続している政府間の取組を歓迎しながら、我々は国際連合内において、これらを達成していないことに留意し、また最高水準の効率、能力および誠実を確保する必要性を念頭に置きながら、事務総長のポストを含み、上級の意思決定の地位へのアクセスにおいてすべての地域グループから女性と男性が平等の機会を保証される必要性を確信し、

2015年9月11日の決議69/321および70/305に従い、透明性、説明責任および包括性の強化された程度により特徴づけられた、第9代事務総長の選出および任命のプロセスの結論を歓迎し、

決議69/321に従い、女性が加盟国に推薦された事務総長の全候補者の過半数を占めたことも歓迎し、また他の幹部職員の選出において、ジェンダーバランスのために努力する必要性を強調し、

総会議長および総会議長室の作業は普遍性、客観性、非選別性、建設的な国際的な対話と協力により指導されることを確認し、

第71会期の間、総会の作業の再活性化を再び活気づかせる総会議長の努力を歓迎し、

2017年3月28日に開催された作業方法に関する総会分野別会合の作業の再活性化に関するアドホック作業部会において、主要委員会委員長により行われた総会の主要委員会の作業方法の改善に関する所感および提案に留意し<sup>5</sup>、

1. 総会の作業の再活性化に関するアドホック作業部会の報告書およびそれに添付の再活性化に関する総会決議の、更新された目録を歓迎する；<sup>5</sup>

2. 国際連合のウェブサイトから直接アクセスできる、六つの公用言語のすべてが在る、総会の作業の再活性化専門の多言語ウェブページに感謝しつつ留意し、事務局に対してウェブページとその実質的内容を、対費用効果のよい方法で、定期的にまた等しく更新し続けることを招請する；

3. 第72会期に、すべての加盟国に開放される、総会の作業に関する再活性化に関するアドホック作業部会を設立すること決定する：

(a)実施の状況の評価を含み、とくに過去の会期において達成された進展および従前の諸決議に基礎を置くことにより、総会の役割、職権、有効性、効率性を強化するさらなる方法を特定するため；

---

<sup>5</sup> A/71/1007 を参照。

(b)総会の第 72 会期に関連する報告書を提出するため；

4. アドホック作業部会は、第 71 会期に提出されるアドホック作業部会の報告書に添付された再活性化に関する総会諸決議の目録を再検討し続けること、また、その結果、総会第 72 会期に提出される報告書に添付される目録を更新し続けることをまた決定する；

5. 事務総長報告書に留意し<sup>6</sup>、第 72 会期におけるアドホック作業部会によるさらなる審議のために、実施できない背後にある制約と理由についての指摘と共に、事務総長に対していまだ実施されていない、実施のために国連事務局に宛てられた再活性化に関する総会決議の規定の更新（「最新情報」でしょう）を提出することを要請する；

### 総会の役割と職権

6. 憲章第 24 条に従い、安全保障理事会が国際の平和と安全の維持に主要な責任を担うことに留意しながら、総会による迅速かつ緊急の行動を可能にする、総会の手続規則の規則 7 から 10 に定められている手続を、適宜用いて、国連憲章第 10 から 14 条および 35 条に従い、国際の平和と安全に関連する問題を含む、総会の役割と職権を再確認する；

7. 総会の作業の再活性化に関連するものを含み、総会諸決議の実施が総会の役割、職権、有効性および効率性を強化することを認識し、またそれらの十分な履行において加盟国の重要な役割と責任を強調する；

8. 第 70 および 71 会期の期間中、事務総長の選出および任命のプロセスにおいて、安全保障理事会および総会の議長による共同の行動を通じて示されたように、憲章に規定されている通り、それぞれの機能、権利、権限および権能に従いまた十分に尊重し、国連の主要機関の間関係が相互に強調されまた補完することを再確認し、およびこれに関して、主要機関の議長間の、また事務局、とりわけ事務総長とのさらなる協力、調整および情報交換をさらに確保する重要性を強調する；

9. 国際連合以外が企画する国際的な会合およびイベントへの参加を含む、事務総長の優先事項、出張および最近の活動に関する事務総長による定期的な非公式の説明を行う慣行を想起し、事務総長に対してこの慣行を継続することを招請する；

10. 常駐代表との相互作用において、事務局の作業の改善を目的とした、決議 70/305 において付託された通り、両者間の双方向且つ包括的な対話の確立を歓迎し、アドホック作業部会の共同議長に対し、以下を目的として、アドホック作業部会の枠組内で、双方向の対話を開催し続けることを要求する：

(a) 事務局と常駐代表の相互作用における問題を特定する；

---

<sup>6</sup> A/71/780.

(b)ニューヨークの国際連合本部で用いられる基準活動手続に関して、常駐代表のニーズと要求により良く合致するための解決策を特定する；

11. 分野別対話がアドホック作業部会の作業期間中に定期的開催されることを決定し、またこの整理したものを総会第 73 会期で再検討することを決定する；

12. 常駐代表により提示された懸念に関して国連事務局からの書面によるフィードバックを受理するために、アドホック作業部会の共同議長に対し、アドホック作業部会の公式会合の期間中に提示された問題を加盟国および国連事務局に回覧することを要請し、そして共同議長に対して、双方向且つ包括的な対話の書面による要約を回覧することをまた要請する；

13. これに関して、第 71 会期の期間中の国連事務局による積極的な参加を歓迎し、またとりわけ：

(a)常駐代表と書記局の間の相互作用を促進する目的で、管理局におけるフォーカルポイントの創設に感謝しつつ留意する；

(b)国連事務局が提供する他のサービスに類似の手配をすることを奨励しつつ、ニューヨークにおける国際連合本部でのサービス提供者の間での調整を強化するセルフ・サービスインターフェイスと共に、会合サービスの要請のための唯一のエントリーポイントを提供するために、書記局内での“ワンストップショップ”の迅速な実施を求める；

14. 総会と国際社会に対する地球規模の懸念事項を扱う国際的なまたは地域的なフォーラムや機構との間の、並びに、適当と認められる場合に、市民社会との相互作用を継続することの重要性と利益を再確認し、また関連する手続規則に一致して、総会の政府間の性質を十分に尊重しながら、適切な行動または措置の開拓を奨励する；

15. 国際社会の決定的な重要性を持つ現代の問題について、双方向且つ包括的な分野別討論を行う価値を認識し、また総会議長に対して、すべての関心のある代表が自身の立場を表明することを可能にし、また、適当と認められる場合、その討論の結果志向および生産的な成果を促進するために、十分な水準の参加および討論の期間中、実質的な双方向の議論のための適切な時間の配分を可能にする為に、そのような討論の頻度および準備計画に関するものを含んで、一般委員会と加盟国と密接に協議してそのような討論を計画することを求め、またこの文脈において、一般討論のテーマとして、“持続可能な開発目標：我々の世界を変える普遍的な努力”を選んだ、第 71 会期における総会議長のイニシアチブを歓迎する；

16. 広範な構成員の利益を念頭に置きまたもっとも脆弱な人々に着目して、総会議長に対して、厳密に部門または分野の特徴の行事を六つの主要委員会に配分することを奨励しながら、ハイレベル会合を国際社会の決定的な重要性を持つ現代の問題に制限することをこれに関して要請する；

17. 安全保障理事会議長によるノートにおいて示されるものを含み、安全保障理事会から総会への年次報告書の質の改善を称賛し、<sup>7</sup> また安保理が年次報告書の改善に関して他の提案を審議し続ける安保理の意思を歓迎する；

18. 広報部を含む、事務局に対し、総会により命じられた通り、その活動を実施すると同時に、総会の可視性を高め、また憲章に定められている通り、国連の目標の達成に向けて総会によってなされる貢献について世界の一般およびメディアの認識を強化するその努力を継続することを、招請する；

19. 事務総長に対して、関連する議事日程議題の下で、国連事務局に宛てられた総会諸決議の諸規定の事務総長による実施を妨げてきた制約について、加盟国に注意を促すことを要請する；

## 作業方法

20. 2004年7月1日の決議 58/316 の添付文書の C 節、2005年9月12日の決議 59/313 の第 7-13 項、2006年9月8日の決議 60/286 の添付文書クラスター III および決議 69/321 とりわけその 16-17 項を含む、主要委員会の作業方法の改善に関連する現存の関連する職務権限を再確認する；

21. 各主要委員会に対して、各会期の初めに作業方法についてさらに議論することを要請し、これに関連して、主要委員会の委員長に対して、適宜、作業方法を改善するために、あらゆる最善の慣行と学んだ教訓に関して、第 72 会期の期間中に、アドホック作業部会に概要を伝えることを招請する；

22. 決議 58/316 の添付文書の C 節第 3 項を想起し、主要委員会の委員長に対して、結果および今後の議事日程に関して見解を交換するために、辞める運営部門と次の運営部門の引き継ぎ会合を計画することを要請し、主要委員会の委員長に対して、最善の慣行と学んだ教訓に関して後継者に報告書を提出することを要請する；

23. 総会次期議長に対して、効率を高め補完性を改善する目的で、主要委員会の提案された作業計画を検討するために定期会期の開始前に、一般委員会の時期の構成員と会合を持つことを招請する；

24. 主要委員会の六人の委員長に対して、最善の慣行を共有した主要委員会の作業の一貫性と補完性を高めるために、総会の会期の期間中に定期的に会合することを求める；

25. 安全保障理事会の選出された構成国にその在職期間について準備する適切な機会を提供する取組を歓迎し、また、選出された安保理の理事国が自らの理事国の地位の任期に先行して、10月1日より直ちに会合と活動を見学することが招請される、安全保障理事会議長による覚書を歓迎する；<sup>8</sup>

26. 総会と主要委員会は、その第 72 会期において、加盟国と協議して、アドホック作業部会の関連する勧告を考慮しつつ、一国または複数のスポンサー国の明確な同意を得て、サンセット条項の導入

---

<sup>7</sup> S/2015/944.

<sup>8</sup> S/2016/619.

を通したものを含めて、総会の議事日程の議題のさらに二年化、三年化、まとめそして削除の審議を続けまたその提案を行うべきことを強調する；

27. 総会の議題の合理化に関する指針を採択した、1994年7月29日の決議 48/264 を想起する；

28. 関連する手続規則に従ってまた持続可能な開発のための 2030 アジェンダの採択に照らして<sup>2</sup>、相乗効果と一貫性を高め、また総会、とくにその第二および第三委員会、経済社会理事会とその補助機関、並びに同理事会と総会の主催の下で開催される持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムの作業並びに、他のすべての関連するフォーラムの、議事日程において存在することが見いだされる重複を減らす必要性をまた想起し、また総会の第 72 会期の期間中そのような取り組みの継続を求める；

29. 一般委員会に対して、総会の手続規則の規則 40 の下でその機能を行いつつ、そのような重複を減らすことに特別な注意を払うことを要請する；

30. 第 72 会期の総会議長に対して、総会の今後の会期の戦略的な調節に関する報告書と他の関連する情報を考慮しつつ、総会の第 73 会期期間中の加盟国の審議のために、持続可能な開発のための 2030 アジェンダに関係するような、総会の議事日程におけるギャップと重複に対処することを目的として、すべての加盟国および経済社会理事会の議長との協議を通じて、また一般委員会の開催を通じて、提案を特定することを要請する；

31. 総会手続規則の規則 153 および 154 を想起し、主要委員会の委員長および事務総長に対し、それぞれの職務権限内でこれら規則の遵守を確保することを奨励する；

32. 総会手続規則の規則 72 をまた想起し、各発言者に対して、適切な場合には、総会において、とりわけ一般討論、総会のハイレベル会合および総会議長により招集されるハイレベル分野別討論期間中、時間制限を厳密に順守することを求める；、

33. 総会の会合および国際連合の会議の議長に対して、特に討論に利用できる時間がきわめて制限されている場合には、参加者が意見表明の間に、標準的な外交上の表現の列挙を控えることを奨励する、“遵守されるべきすべてのプロトコール”を勧告することを考慮することを招請する；

34. エチケットおよび意義を強化する必要性に留意しつつ、一般討論のハイレベルの会合の期間中に行われるサイドイベントの数を合理化する方法について審議し続けることを決定し、また一般討論が行われている際には、時間外で国際連合本部でのサイドイベントのスケジュールを立てることを奨励する；

35. 国連事務局に対して、加盟国と国際連合システムが、一年を通じて国際連合本部において、企画されるサイドイベントについての情報を更新しまた発表できる手段を提供することを要請する；

36. 一般討論およびアドホック作業部会の分野別会合がウェブ上で放送されることを決定する；

37. 1963年11月11日の決議1898 (XVIII)、1971年12月17日の決議2837 (XXVI)、1990年11月28日の決議45/45、1997年7月31日の決議51/241、2003年12月19日の決議58/126および決議58/316を想起し、また総会議長に対して、総会手続規則の規則42に沿って、総会とその主要委員会の作業の計画を再検討することを目的として、会期を通して一般委員会を十分に活用することを求める；

38. 一般委員会および加盟国との協議の下、会期を通じて相互作用、有効性および配分を最高に活用する目的で、ハイレベル会合およびハイレベル分野別討論を含む、総会の会合の予定の調整を強化し、また一般討論の間に行われるハイレベルのイベントの数を削減する方法を審議するという、事務総長、総会議長および主要委員会の委員長への招請を繰り返し表明する；

39. 総会議長に対して、透明性を強化するために、議長により企画されるハイレベル分野別討論の発言者のリストをこれらイベントの要旨に添付するように要請する；

40. 会議の暦を考慮し、また総会の各会期の始まる9月にハイレベル会合を開催する現在の慣行を害することなく、現存の資源の範囲内から、一年の前半期の間、今後のハイレベル会合の予定を立てることを奨励する；

41. 総会の各通常会期または特別会期の開始前の十分な時間に、国連事務局が、とりわけそのプロトコールとセキュリティサービスにおいて、一般討論のハイレベル会合の準備および特別の組織上の要請を必要とする他の活動に関連するすべての観点に関して、すべての加盟国と議論を行うものとすることを決定する；

42. 利用可能性の問題に然るべき考慮を払いながら、ハイレベルイベントの本会合を含み、総会のすべての本会議において、加盟国の座席の配列は、代表団の長の職階に関する加盟国間の区別を回避し、毎年、くじにより選ばれた国名から始まり、英語のアルファベットの順番に従うものとするをも決定する；

43. 総会の第73会期まで主要委員会の委員長の交代の様式を勧告した2013年10月1日の決定68/505において総会により承認された暫定取極を想起し、アドホック作業部会が、地域集団と協議して、予測可能な、透明なそして公正なメカニズムの設立を目的とした、主要委員会の委員長と報告者の選挙に関する長期の取極を準備し、そして遅くとも総会の第72会期までに総会にそれを提出するという総会の要請をくり返し表明し、そしてこの文脈で審議されることになる主要委員会の委員長と報告者の選出に関する指針を含んでいる2014年9月10日の決議68/307の添付文書と共に、総会の第74会期に発効するであろう提案を提出し、また今後の取極を締結する問題に対する注意を早期に向けるという加盟国に対する総会の招請を、これに関連してくり返し表明する；

44. 加盟国に対して、主要委員会の委員長と運営部門の構成員、並びに、適当な場合には、総会の副議長の配分においてジェンダーバランスに務めることを奨励する；

45. 総会第 72 会期の期間中に、アドホック委員会が、透明性、説明責任と公平性の基準を改善することを目的として、加盟国による、選挙キャンペーンの実施を指導する行動規範の潜在的な概念と範囲を審議し始めるものとするを決定する；

46. 第 2 文を削除して総会手続規則の規則 92 を修正することをまた決定する；

47. 総会または主要委員会による選挙の候補者名が、可能な場合には、関連する選挙を支配する特別な規則により別な方法が要請されない限りは、少なくとも選挙の 48 時間前には国連事務局に通達されるものとし、その名前が投票用紙に印刷されるものとし、同時に追加の空白が、適当と認められる場合に、他の名前を登録するために、投票用紙に与えられるものとするをさらに決定する；

48. 総会または主要委員会の選挙の当日、総会会議場または委員会の会議場で配布されるキャンペーンの資料は、総会のエチケットを保つために候補者に関する 1 ページの情報に制限されるものとするを決定する；

49. 経費を節約し、環境への影響を削減し、文書の配布を改善するために、加盟国に対して、可能な範囲で、国連事務局により提供される E サービスを最大限活用するように奨励し、これに関して、国連事務局に対して、加盟国に宛てられる国際連合からのすべての公用通信を利用可能にすることを含む、そのようなサービスをさらに改善し、調和し、また適当と認められる場合に、統一することを要請する；

50. 国連事務局に対して、電子機器の利用者に利用しやすいアプリケーションを通して、国際連合本部のスクリーンにおいて現在提供されているような、会合の中止および延期に関して、即時の最新情報を提供する方法を探り、総会の第 72 会期の期間中にアドホック作業部会に可能な選択肢を提示することを要請する；

51. アドホック作業部会の第二回分野別会合において、総会兼会議管理担当事務次長により提示された、使用者にやさしいインターフェイスでその内容の簡素化とでデジタル化することを含む、*国際連合ジャーナル*の書式、制作と編集の可能性のある変化に関して、費用も妥当な提案に感謝しつつ留意する；

52. 2018 年の 1 年間、*ジャーナル*の現在の版の残された部分に含まれている、すべての他の会合と情報が、1 月から 8 月の間、現在使用されている言語により出版されることを決定する；

53. すべての関連する政府間機関に対して、彼らの会合と他のお知らせの*ジャーナル*の要約への必要性和内容について検討することを求め、また*国際連合ジャーナル*のより簡素化されたフォーマットを確保する目的で必要な措置を取ることを求める；

54. 総会手続規則の規則 55 を厳格に遵守して*ジャーナル*を六つのすべての公用語により制作する必要性を繰り返し表明し、2018 年 3 月から始まる、第 72 会期の期間中、アドホック作業部会が、*ジャーナル*のフォーマット、制作と編集に関する総会の決定を再検討することを決定する；



55. 六つの公用語により発行される*国際連合ジャーナル*の情報について、費用も妥当な方法での、漸進的な延長に関して達成された進展について、事務総長に対して、毎年、アドホック作業部会に対して概要を伝えるように要請する；

#### 事務総長および他の幹部の選出と任命

56. 決議 69/321 および 70/305 に含まれているように、第 9 代事務総長の選出および任命を指導した規定の実施への積極的な貢献について、第 70 および 71 会期における総会議長を称賛する；

57. 憲章第 97 条に従い安全保障理事会および総会の役割を前提として、事務総長の選出および任命のプロセスは、国際連合システムの組織の幹部に関して用いられているプロセスとは異なることを繰り返し表明し、また事務総長の選出プロセスは、最善の実行およびすべての加盟国の参加に基づいた、透明性と包括性の原則により導かれることをとりわけ強調する；

58. 最高水準の効率、能力および誠実を具体化し、国際連合の目的および原則への確固たる献身、証明された指導力および管理能力、国際関係における豊富な経験および強力な外交上の伝達および多言語の能力を証明する、事務総長の職の最善の可能な候補者の任命を確保する必要性を、とりわけ強調する；

59. 憲章第 97 条規定に従い、すべての観点において、事務総長および他の幹部の選出および任命のプロセスを改善する革新的な方法の調査を含み、アドホック作業部会において、総会の作業の再活性化に関して、作業部会の第三分野別クラスターの下で問題の徹底的な審議を継続する自らの責任を再確認し、また総会手続規則に定められた適用可能な手続、とりわけ規則 141 を再確認し、総会の現存の関連する実践を承認しながら、1946 年 1 月 24 日の決議 11 (I)、1991 年 12 月 12 日の決議 46/77、1993 年 8 月 17 日の決議 47/233、1997 年 12 月 15 日の決議 48/264、51/241、52/163、2000 年 11 月 3 日の決議 55/14、2001 年 9 月 7 日の決議 55/285、2002 年 7 月 8 日の決議 56/509、2002 年 12 月 20 日の決議 57/300、2003 年 3 月 13 日の決議 57/310、2007 年 8 月 2 日の決議 58/126、58/316、59/313、60/286、61/292、2008 年 9 月 15 日の決議 62/276、2009 年 9 月 14 日の決議 63/309、2010 年 9 月 13 日の決議 64/301、2011 年 9 月 12 日の決議 65/315、2012 年 9 月 17 日の決議 66/294、2013 年 8 月 29 日決議 67/297、68/307、69/321 および 70/305 を含む、すべての関連諸決議を想起する；

60. 総会議長に対して、これら諸決議の総会による実施を監視しまた再検討することを求める；

61. 最高水準の能率、能力および誠実を確保しながら、国際連合の幹部および国連の上級管理グループのジェンダーおよび地理的バランスに関して等しくまた公正な配分の達成に向けて、事務総長の継続する努力を歓迎し、またこれに関してさらなる効果的な措置が取られることを要請する；

62. 1997 年 12 月 19 日の決議 52/12B、事務総長が加盟国との協議の後に副事務総長を任命することを留意したとりわけその第 2 項を想起し、国連内で事務総長による上級のポストの任命のプロセスが、関連する手続規則に従いおよび憲章に定められている通り、包括的かつ透明性があるべきことを強調する；

63. ジェンダーバランスおよび可能な限り広範な地理的基礎に基づいた等しくかつ公正な配分を確実に

する必要性を強調し、これに関して、最高水準の能率、能力および誠実が国際公務員の採用および実績において最大の検討事項であり、一般的な規則として、国際連合システムの上級のポストについていかなる国または国家グループの国民による独占があってはならないことを含んだ、コンセンサスにより採択された、1992年3月2日の決議46/232および51/241を想起する；

64. 2016年12月23日の決議71/263、とりわけ平等な地理的配分とジェンダーバランスに関連する同決議の項を想起しながら、事務総長が国連事務局において、平等な地理的配分とジェンダーバランスの達成を確保する継続した取組を行い続けるという総会の要請を繰り返し表明する；

65. 国連事務局の人的資源管理部に対して、総会の第72会期の期間中、国連システムおよび国連の上級管理グループの幹部職員のジェンダーバランスと地域出身に関して、アドホック作業部会に情報説明を提供することを要請する；

#### 説明責任、透明性、総会議長室の組織に蓄積された記憶を強化する

66. オンライン施設のさらなるまた創造的な使用を通じたものを含む、第71会期における議長室の透明性と包括性を強化することについて、また決議70/05において命じられたように、議長への就任について財政状況の開示を行い、議長室の財政と拠出について、また公的な出張、実質的な活動、議長室の人員配置や活動についての詳細な情報を公表したことについて、第71会期の総会議長を称賛し、これら事項に関する会期末報告書に期待し、総会の将来の議長に対して、これらの良い実行を踏襲することを要請する；

67. 議長室のさらなる透明性と説明責任に貢献することから、総会手続規則添付文書XおよびXIに含まれているように、第71会期の総会議長による就任の宣誓の実行および倫理規定の遵守を、歓迎する；

68. 実現可能であれば追加の措置を研究し続けながら、議長室の説明責任、透明性と組織に蓄積された記憶の強化および国連事務局との関係性、並びにこれに関して既に取りられた措置に関して、総会議長室によりアドホック作業部会に対して示された見解に感謝しつつ留意し、事務局の総会会議管理局の総会・経済社会理事会担当部により議長室に提供された支援に留意する。

69. 総会議長に対し、公的な出張を含む、活動に関して加盟国に定期的に情報を提供する実践を継続することを奨励する；

70. 総会の各会期の、次期および現在の地位を退く議長を一緒にする、総会の強化に関する修養会の開催のイニシアチブを称賛し、これに関して、2016年7月19日に開催された修養会の議事の要約に留意する；<sup>9</sup>

71. 最善の実践と学んだ教訓についての文書による引継ぎ概要の標準化されたフォーマットを策定するため、総会・会議管理局により支援された、総会議長室により取られた措置をも称賛し、すべての加盟国に伝達された、第70会期の総会議長から後継者への引継ぎ報告書の提供を、謝意を示しながら歓迎し、また総会の今後の議長に対してこの実践を継続することを要請する；

---

<sup>9</sup> A/71/933を参照。

72. 国連事務局の管理部門のアーカイブおよび記録管理課の援助を受けた、総会議長室による、アーカイブへの保管および記録管理におけるこれまでなされた取組を支援し、また議長室の組織に蓄積された記憶を効果的に保存する方法を考慮し続ける必要性を強調する；

73. 地理的輪番という確立された原則および 1978 年 12 月 19 日の決議 33/138 を十分に尊重して、プロセスの透明性と包括性に貢献することから、総会議長の地位の候補者と共に、非公式の双方向の対話を実施することを決定し、候補者に対して彼らのビジョンの陳述を総会に示すことを求める；

74. 国際連合システム全体を通じてジェンダーバランスを促進し確保する必要性を強調し、これに関して、加盟国に対して総会議長の地位の候補者として女性を提案することを考慮するように招請し、議長選出者に対して、総会議長室においてバランスの取れたジェンダーおよび地理的代表的尊重を確保し続けることを奨励する；

75. 事務総長に対し、あらゆる技術的、兵站的、外交儀礼に関連するあるいは財政上の問題点に関するものを含む、総会議長室の資金源と人員配置に関して、また国連事務局によるそのような支援の提供の財政上の基礎に関するさらなる明確化のために、総会第 72 会期のアドホック作業部会に、報告を行うことを要請する；

76. 合意された資源の中から、総会議長室が、効率的また有能な方法において、議長間の移行を調整し、議長と事務総長の間の相互作用を管理し、また組織に蓄積された記憶を保存する責任を担う、専従の国連事務局要員を配分されることを、確保する必要性を強調し、加盟国による各常駐代表団から議長室に出向される要員の提供を歓迎し、この現存するよい実践の継続を奨励する；

77. より体系的な基盤に基づいて総会の議長室において働く要員の出向を考慮するという、総会議長の要請に基づく、事務総長への要請と専門機関、基金および計画の長への招請を想起する；

78. 総会議長の活動は、近年著しく増加していることに留意し、従前の諸決議における総会議長室への支援に関する規定を想起し、また現存する手続き、とりわけ総会手続規則の規則 153 に従い、議長室をさらに支援する、並びに同室を強化するためのさらなる措置に関するアドホック作業部会内での議論を継続する、方法を模索することへの継続する関心を表明する；

79. 事務総長が、現存の手続に従いまたこの問題に関するアドホック作業部会の審議を考慮し、2018-2019 年の 2 年間の、提案された計画予算の文脈において、総会議長室の予算配分を再検討する提案を提出するという総会の要請を想起し、この点について、第 72 会期の主要な部分の期間中にそのような提案を審議することを期待する；

80. 選挙の日から、総会議長が利用可能となる、人件費以外の計画予算資源を作成する、事務総長による決定を歓迎する；

81. 総会議長室を支援する信託基金への加盟国による拠出の重要性を強調し、これに関して、同基金になされた拠出を感謝しつつ留意し、加盟国に対して基金に拠出し、また前の会期からの未使用の拠出を後継の期間に利用可能とすることを認めることを奨励する；

82. 倫理室を通じた加盟国以外の資源からのすべての拠出を調査する実行の確立を歓迎し、この実践の遵守を促す；

83. 信託基金を経由することになる物品以外の拠出への呼びかけを繰り返し表明し、第 71 会期において事務総長議長によりこれに関して取られる措置を歓迎する；

84. 総会議長に対して、国連事務局と協力し、総会第 72 会期のアドホック作業部会に本決議および従前の関連諸決議の下、彼に与えられたすべての職務権限の実施に関して報告を行うことを要請する。

第 96 回本会議  
2017 年 9 月 8 日